

東労基発第116号
平成26年5月22日

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会東京都支部長 殿

東京労働局労働基準部長



平成26年度の建設業における労働安全対策の推進に係る協力要請について

平素より労働安全行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、平成26年度の労働安全対策の推進に当たり、下記の事項に重点を置いた取組を進めることとしています。

つきましては、了知の上、別紙一覧に記載された関係通達等に御配意いただき、会員への周知等に特段の御配慮を賜りますよう御協力をよろしくお願ひいたします。

なお、東京労働局管内における建設業の休業4日以上の死傷災害は、平成22年、23年ともに連続の増加となり、平成24年においては辛うじて前年に比べて減少したもの、平成25年には、ふたたび増加に転じている状況にあります。

さらに平成26年に入り4月末現在の災害発生状況は、休業4日以上の死傷災害は371人で前年比64人(20.8%)増となっており、死亡災害については16人で前年同期の5人に比べ3倍を超える増加状況となっております。(5月22日現在)

(別添統計資料参照)

このような状況から、下記事項に加えて別添重点事項についても周知等をいただきますよう併せてお願ひいたします。

記

1 建設工事関係者連絡会議の設置

(1) 防災、減災等に資するいわゆる国土強靭化基本法の成立、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた各種建設工事の開始等に伴い、全国的に人材不足が深刻になり、人材の質の維持や現場管理に支障を来すことが懸念されることから、既存の発注機関連絡会議に建設関係団体等を加えて拡大した建設工事関係者連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、安全衛生に配慮した発注の促進、統括安全衛生管理の徹底のための相互パトロールの実施、新規参入者教育、建設工事に従事する労働者に対する安全衛

生教育（建設従事者教育）等の促進を協議し、合意したものから実行に移していく取組を進める。

- (2) 連絡会議においては、「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン（仮称）」（下記3関係であり、策定予定。以下「斜面崩壊労災防止ガイドライン」という。）についての協議、建設業の職長等に対する指導力向上教育研修会を開催する委託事業（下記6関係）等への協力要請等も行う。

2 墜落・転落災害防止対策

- (1) 足場からの墜落・転落災害について、労働安全衛生規則に基づく墜落防止措置が不十分であったものが依然として全体の約9割を占めていることから、足場の組立て等作業主任者の選任及び職務の徹底等労働安全衛生規則の遵守の徹底を図る。
- (2) 十分な敷地を確保できる場合は一側足場ではなく本足場を設置するよう指導する。
- (3) 「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づき、手すり先行工法等「より安全な措置」や墜落時に労働者の救出に時間要する場所でのハーネス型安全帯の使用の普及を図る。
- なお、委託事業により引き続き専門家による個別事業場への「より安全な措置」の実施に係る診断・指導を行う。
- (4) 屋根改修工事や太陽光パネル取付工事等において足場の設置が困難な場合には、委託事業で作成されたテキストを活用する等して、安全帯の適切な取付設備を設置し、安全帯の使用を徹底するよう指導する。

また、足場の設置が困難な屋根上での改修等の作業については、取付設備の位置が低いため、墜落時の衝撃が大きいことから、ショックアブソーバー付きハーネス型安全帯の使用を勧奨する。

3 斜面崩壊による労働災害防止対策

斜面崩壊労災防止ガイドラインに基づき、発注者、調査・設計業務を行う者及び施工者が情報を共有し、それぞれの役割に応じて、各種措置を実施するという取組を進める。

4 ずい道等建設工事における災害防止対策

ずい道等建設工事については、可燃性ガス対策、軌道装置の逸走対策、異常出水対策、地山の点検とその結果に応じた措置の実施、救護体制の確立等の徹底を図る。特に、水底下のシールドトンネル施工については、「シールドトンネル施工に当たっての留意事項について」（平成24年8月6日付け基安安発0806第1号）の徹底を図る。

5 鉄骨切断機等による災害の防止対策

鉄骨切断機等に関する改正労働安全衛生規則に基づく措置の徹底を指導する

とともに、一定の者に対して設けられた平成26年6月末までの猶予措置については、猶予措置期限直前に技能特例講習の受講者が集中しないよう計画的な受講を指導する。

6 職長等の指導力向上

建設業の職長等の指導力を向上させるため、委託事業により、建設業の職長等を対象に指導力向上教育研修会を全国で開催することとしているので、その活用を図る。

7 復旧・復興工事災害防止対策の徹底

- (1) 地方自治体、国の出先機関等と連携しながら、工事の進捗状況に応じて、除染工事、生活基盤の復旧工事、建築物等の解体工事等について、引き指導を実施する。
- (2) 建築工事については、今後、木造家屋建築工事の増加や、災害公営住宅の建築工事の本格化が見込まれる地域もあることから、建築確認申請を受け付ける市町村、東日本大震災復旧復興工事労災防止支援センター、木造家屋等低層住宅建築工事安全対策協議会等と連携を図りつつ、必要な指導等を行う。
- (3) 本格化している除染工事や生活基盤の復旧工事等に対する指導に当たっては、特に、重機による災害、墜落・転落災害、土砂崩壊災害等重篤な災害につながりやすい労働災害の防止を図る。このうち道路復旧工事等については斜面崩壊労災防止ガイドラインで定められた各種措置の実施について、連絡会議や東日本大震災復旧・復興工事関係者連絡会議等の場を活用し、関係発注機関等の取組を促進する。

また、復旧・復興工事等における上下水道やガス、電気等のインフラ整備に伴う小規模な溝掘削工事において土砂崩壊災害が発生していることから、引き続き、関係発注機関等に対して「土止め先行工法」の更なる普及に努めるよう働きかける。

- (4) 「東日本大震災復旧・復興工事関係者連絡会議及び工事エリア別協議組織の設置について」(平成23年10月21日付け基安発1021第2号)に基づく東日本大震災復旧・復興工事関係者連絡会議については、エリア別協議組織の円滑な運営に資するよう、復旧・復興工事の進捗状況に応じ、適切な時期に県単位又は地区単位の連絡会議を開催する。
- (5) 復旧・復興工事には、引き続き、建設業で初めて就業する者が増加していること、他地域からの技能労働者等が被災地域に集まっていること等から、新規参入者に対する安全衛生教育が確実に実施されるよう指導するとともに、委託事業で実施する建設業の職長等に対する指導力向上教育研修会への参加を積極的に勧奨する。

別紙

平成 26 年度の建設業における労働安全対策の関連通達等一覧

1 建設工事関係者連絡会議

- ・ 「建設工事関係者連絡会議の設置について」
(平成 26 年 4 月 11 日付け基安発 0411 第 1 号)
- ・ 「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について」
(平成 15 年 3 月 25 日付け基安発第 0325001 号)

2 墜落・転落災害防止対策

- ・ 「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の策定について」
(平成 24 年 2 月 9 日付け基安発 0209 第 2 号)
- ・ 「「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく指導等について」
(平成 24 年 3 月 1 日付け事務連絡)
- ・ 「足場等の安全点検の確実な実施について」
(平成 24 年 4 月 9 日付け事務連絡)
- ・ 「足場の設置が困難な屋根上作業等における墜落防止のための作業標準マニュアルについて」
(平成 26 年 3 月 10 日付基安安発 0310 第 1 号)

3 斜面崩壊による労働災害防止対策

- ・ 「斜面崩壊による労働災害の防止対策について」(仮称)
(策定予定) (別途要請予定)

4 ずい道等建設工事における災害防止対策

- ・ 「シールドトンネル施工に当たっての留意事項について」
(平成 24 年 8 月 6 日付け基安安発 0806 第 1 号)

5 鉄骨切断機等による災害の防止対策

- ・ 「労働安全衛生規則の一部 を改正 する省令の施行 について」
(平成 25 年 4 月 12 日付け基発 0412 第 13 号)
- ・ 「安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示の適用について」
(平成 25 年 4 月 12 日付け基発 0412 第 14 号)
- ・ 「解体用機械等の安全対策の充実事項の周知等について (要請)」
(平成 25 年 6 月 3 日付け基安発 0603 第 1 号)
- ・ 「車両系建設機械 (解体用) 運転技能特例講習の基準について」
(平成 25 年 6 月 6 日付け基発 0606 第 1 号)

- ・「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行に係る留意事項について」
(平成 25 年 7 月 12 日付け基安安発 0712 第 1 号)
- ・「車両系建設機械（解体用）技能特例講習の受講促進について（要請）」
(平成 26 年 4 月 24 日基安安発 0424 第 5 号)

6 職長等の指導力向上

現時点では、関連通達は特になし。

7 復旧・復興工事災害防止対策の徹底

- ・「東日本大震災による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について（その 4）～地震・津波により被害を受けた建築物等の解体工事関連～」
(平成 23 年 8 月 31 日付け基安安発 0831 第 4 号、基安労発 0831 第 2 号、基安化発 0831 第 2 号)
- ・「斜面崩壊による労働災害の防止対策について」（仮称）（再掲）
- ・「東日本大震災復旧・復興工事関係者連絡会議及び工事エリア別協議組織の設置について」
(平成 23 年 10 月 21 日付け基安発 1021 第 2 号)
- ・「土止め先行工法に関するガイドラインの策定について」
(平成 15 年 12 月 17 日付け基発第 1217001 号)
- ・「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」
(平成 25 年 4 月 12 日付け基発 0412 第 13 号)（再掲）
- ・「安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示の適用について」
(平成 25 年 4 月 12 日付け基発 0412 第 14 号)（再掲）
- ・「解体用機械等の安全対策の充実事項の周知等について（要請）」
(平成 25 年 6 月 3 日付け基安発 0603 第 1 号)（再掲）
- ・「車両系建設機械（解体用）運転技能特例講習の基準について」
(平成 25 年 6 月 6 日付け基発 0606 第 1 号)（再掲）
- ・「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行に係る留意事項について」(平成 25 年 7 月 12 日付け基安安発 0712 第 1 号)(再掲)

8 その他関係通達

- ・「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」
(平成 19 年 3 月 22 日付け基発第 0322002 号)
- ・「建設業における労働災害防止対策の強化について（要請）」
(平成 25 年 11 月 14 日付け基安安発 1114 第 1 号)
- ・「ワイヤソーイング工法安全作業指針の周知について」
(平成 26 年 2 月 3 日付け基安安発 0203 第 1 号)

建設業の労働災害防止のための要請事項(東京労働局)

1 基本的対策

(1) 総括管理の徹底

建設現場は、複数の事業者が混在して各種の作業を行うことを常態としているため、現場巡視をはじめ、労働安全衛生法第30条第1項に掲げる措置の徹底を図ること。

(2) 各段階に応じた安全衛生教育の徹底

若年労働者をはじめとする、作業員に対する雇入れ時教育、新規入場者教育はもとより、職長・安全衛生責任者等に対する教育等各段階に応じた安全衛生教育の徹底を図ること。

特に、建設現場における労働災害防止対策のキーマンとなる職長・安全衛生責任者に対しては、若年労働者をはじめ、建設業に不慣れな者を使用して作業を行うことを前提とした管理を始め、必要に応じ、再教育を実施すること。

※新規に建設業に就業した労働者に対して教育を実施する場合に、東京労働局で開催した「建設業新規就業者労働災害防止講習会」の資料等を東京労働局HPで公開しているので参考としてください。(東京労働局HP Safe Work TOKYOマークをクリックしてください。)

(3) 工事の計画段階における安全衛生の確保

リスクアセスメントの適切な実施により、工事の計画段階において作業に伴うリスクを除去・低減すること。

(4) 適切な作業方法に基づく作業の実施

上記(3)において検討した工事計画に沿った適切な作業方法を定め、これに基づく作業を徹底すること。

(5) 安全意識の高揚と関係者によるコミュニケーションの強化

「安全宣言」活動の推進、「安全表彰」の実施、「Safe Work TOKYO」を旗印とした安全衛生活動の活性化等により、建設現場全体の安全意識の高揚を図ること。また、これらの活動を通じた関係事業者及び労働者相互のコミュニケーションの強化に努めること。

※東京労働局においては、「Safe Work TOKYO」ロゴマークを配した各種のグッズを活用し、12次防計画の周知を図っています。東京労働局における活用状況及び関係団体や各事業場における活用例について東京労働局HPで公開しているので参考としてください。

(東京労働局HP Safe Work TOKYOマークをクリックしてください。)



Safe Work TOKYO ロゴマーク

(6) KY活動の活性化

朝礼実施後に行われる危険予知活動の危険要因の洗い出しにおいては、当日実施する作業内容や手順を検討し、災害要因を掘り下げて洗い出すなど工夫すること。また、危険予知活動とリスクアセスメントについての違いについて認識し、(3)のリスクアセスメントの充実の上にKY活動を行うこと。

2 墜落・転落災害防止対策

(1) 高所作業自体を除去・低減するための計画的取組の推進

死亡災害に占める「墜落・転落」災害の占める割合が高いことを踏まえ、上記1(3)のリスクアセスメントの実施に当たっては、高所作業自体の除去・低減に努めること。

(2) 「墜落・転落」を防止するための設備的対策の徹底

墜落防止措置については、「手すり」の設置などの設備的対策によることを原則とし、点検等の適切な実施により、その維持・管理の徹底を図ること。

(3) 個人用保護具の適切な使用

設備的対策を講ずることが困難な場合や、設備的対策を講じてもなお、墜落によるリスクがある場合については、「安全帯」等の個人用保護具の使用を徹底すること。また、屋根上での作業や足場の組立・解体作業等の墜落によるリスクが高い作業においては、「ハーネス型安全帯」を積極的に採用すること。

(4) 不安全行動の排除

適切な墜落防止措置を講じた場合であっても、「手すりを乗り越える」等の不安全行動は災害に直結するため、労働者に対する教育や現場巡視の徹底等により、現場全体で不安全行動を排除するよう努めること。

3 一酸化炭素中毒・酸欠・硫化水素中毒等の災害防止対策

(1) 換気の実施・警報装置の活用

自然換気が不十分な作業場所において内燃機関の使用を原則禁止するとともに、やむを得ず使用する場合には確実に換気を行うこと。

また、作業中のガス濃度の上昇に直ちに対応出来るように警報装置付の測定器により継続的な濃度測定を行うこと。

(2) 作業主任者の選任・特別教育受講者による作業

酸素欠乏危険場所や硫化水素の発生の恐れのある場所で作業を行う場合には、作業主任者の選任とともに、作業に従事する者は特別教育受講者を充てることを徹底すること。

※東京労働局では、関係団体と連携のもと、密閉空間においてエンジン式発電機を使用した場合における一酸化炭素濃度の上昇や換気による濃度変化について、実証試験を実施しました。

実証試験の状況やその結果を踏まえた対策について、周知啓発用の動画を作成し東京労働局HPで公開しているので参考としてください。

(東京労働局 HP Safe Work TOKYO マークをクリックしてください。)

4 木造家屋（低層）建築工事業の災害防止対策

休業 4 日以上の災害において、墜落・転落災害及び切れ・こすれ災害で全災害の約 7 割を占めている状況にあるため下記項目について対策を講じること。

(1) 墜落災害防止対策

墜落防止措置を講じた足場等の設置、作業床の設置、安全ネットの設置、安全帯の使用（親綱の設置）、保護帽の着用について徹底を図ること。

(2) 切れ・こすれ災害の防止対策

丸のこ等電動工具の適正な使用（安全カバーの確実な使用）の徹底を図ること。

5 交通労働災害の防止対策

現場通勤時における交通事故での死亡災害が昨年 3 件（4 名死亡）発生していることから下記項目について対策を講じること。

(1) 運転者の疲労防止対策

通勤車両の運転者については、疲労による交通労働災害を防止するため、自動車の運転以外の勤務の軽減等について配慮すること。

(2) 交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守

工事現場への各種運送時の交通事故防止、工事現場における重機や車両による接触事故の防止対策とともに、会社～現場間の移動や通勤時の交通事故防止に対しても「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく管理や安全教育、意識高揚対策を実施すること。

お問い合わせ先

東京都千代田区九段南 1-2-1

九段第三合同庁舎 13 階

東京労働局労働基準部安全課 長澤

(03)3512-1615

別添統計資料

平成26年死亡災害発生状況(対前年比較)
平成26年5月22日 現在

現在	21人
前年同期	13人

平成26年死亡災害発生状況 (5月22日 現在)

業種別

業種別	東京労働局 労働基準部安全課																				
	製造業	建設業	土木工事業	建築工事業	木造建築工事業	その他の建設業	運輸交道通業	道路貨物運送業	貨物取扱業	商業	卸小売業	保健衛生業	接客娛樂業	飲食店	清掃と営業	ビルメン業	その他三次産業	金融業	警備業	その他(一次産業)	全産業合計
本年発生分	0	16	9	5	0	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	21
前年同期	0	5	0	3	1	2	0	0	1	0	1	0	1	0	3	0	3	0	1	0	13
増減率	0	11	9	2	-1	0	2	2	0	1	1	0	1	0	-3	0	-3	0	-1	1	8

(注) 上段は前年同期(速報値)
下段は本年5月22日 現在(速報値)

平成26年死傷災害発生状況 (4月末日 現在)

業種別

業種別	東京労働局 労働基準部安全課																				
	製造業	建設業	土木工事業	建築工事業	木造建築工事業	その他の建設業	運輸交道通業	道路貨物運送業	貨物取扱業	商業	卸小売業	保健衛生業	接客娛樂業	飲食店	清掃と営業	ビルメン業	その他三次産業	金融業	警備業	その他(一次産業)	全産業合計
本年発生分	149	371	68	261	29	42	431	215	35	337	297	121	161	127	192	134	329	23	53	17	2,143
前年同期	132	307	54	216	16	37	389	210	30	313	279	134	185	140	180	138	318	8	55	14	2,002
増減率(%)	12.9	20.8	25.9	20.8	81.3	13.5	10.8	2.4	16.7	7.7	6.5	-9.7	-13.0	-9.3	6.7	-2.9	3.5	187.5	-3.6	21.4	7.0

(注1) 上段は前年同期(速報値)
下段は本年4月末日 現在(速報値)
(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。